

(別紙)

未登記家屋所有者変更にかかる添付書類等について

○申請の際には、申請者の本人確認資料(法人の場合は使用者の本人確認資料)が必要です。

売買・贈与による申請		
原因	申請書	添付書類等
売買または贈与による場合	・旧所有者の実印 (法人の場合は代表者印)	・売買契約書または贈与証書 ・旧所有者の印鑑登録証明書 ・新所有者が市外の場合、住民票(個人)または登記事項証明書(法人)
契約書の紛失や 契約書のない場合	・新所有者の実印 ・旧所有者の実印 (法人の場合は代表者印)	・新旧所有者の印鑑登録証明書

相続による申請		
原因	申請書	添付書類
遺産分割協議による場合		・遺産分割協議書(相続人全員の実印を押印したもの) または相続分不存在証明書 ・相続人全員の印鑑登録証明書 ・相続関係のわかる戸籍謄本等 ・相続人のうち相続放棄している場合は、家庭裁判所が 受理した相続放棄関係書類
遺言による場合		・公正証書遺言または家庭裁判所の検認済証明書付き の遺言書 ・遺言に記載された者と分かる戸籍謄本等の関係書類
上記以外による場合		・同意書(相続人全員の実印を押印したもの) ・相続人全員の印鑑登録証明書 ・相続関係のわかる戸籍謄本等 ・相続人のうち相続放棄している場合は、家庭裁判所が 受理した相続放棄関係書類

判決、調停による申請		
原因	申請書	添付書類
判決による場合		・判決正本及び判決確定証明書 ・新所有者が市外の場合、住民票(個人)または登記事項証明書(法人)
調停による場合		・調停調書正本 ・新所有者が市外の場合、住民票(個人)または登記事項証明書(法人)

※ 添付書類等が整わない場合はお問い合わせください。

【問合せ先】 銚子市課税室固定資産税班
0479(24)8952